

国道11号吉野川大橋（鳴門市方面行き）の
中央車線の通行規制のお知らせ
～ 橋梁の損傷発見に伴う緊急措置 ～

- 国道11号吉野川大橋について、橋梁定期点検で橋に損傷が発見
されましたので、緊急措置として、鳴門市方面行き車線のうち、
中央車線の通行規制を、平成24年1月27日（金）22時より
終日行います。（別紙参照）
- 通行される皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解と
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 国道11号吉野川大橋（下り車線）は、架設後40年（昭和47年架設）が
経過した橋梁です。
- 平成24年1月に詳細調査を実施した結果、橋梁内部に重大な損傷が発見
されたことから、緊急措置として、鳴門市方面行きの3車線のうち、中央車線
の通行規制を行います。
- 今後は、超音波探査機等による更なる詳細調査等を実施後、補修工事を
行う予定であり、現段階では中央車線の規制解除時期は未定です。
- 1日でも早い規制の解除に向け調査及び工事を進めてまいりますので、
付近を通行する際には、ご注意頂くとともに、大変ご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

<http://www.skr.mlit.go.jp/cgi-bin/tokushima/form.cgi?formid=form001>

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5圏域の連携による発展に
向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに関連します。

この施策は、四国地震防災基本戦略の取組に該当します。

【問い合わせ先】

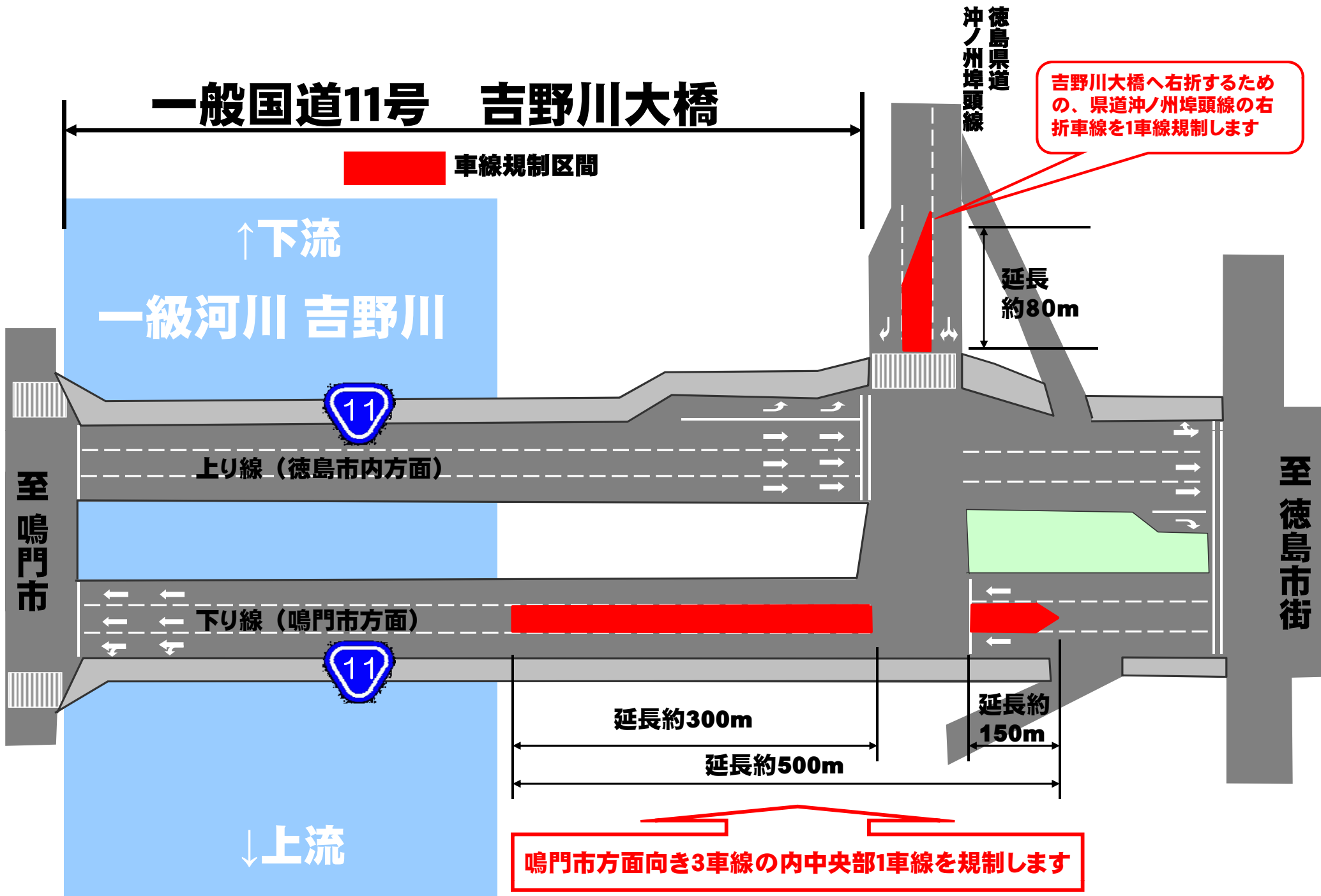
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

- ◎ 副所長 いはら 庵原 しんじ 伸二 TEL：088-654-2211（代表）
（内線205）
道路管理第二課長 うえだ 植田 きよし 清 （内線441）
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 徳島国道出張所
出張所長 たなか 田中 もとゆき 元幸 TEL：088-699-4511（直通）

◎：主たる問い合わせ先

一般国道11号 吉野川大橋

車線規制区間



吉野川大橋へ右折するための、県道沖ノ州埠頭線の右折車線を1車線規制します

徳島県道
沖ノ州埠頭線

延長
約80m

延長約300m

延長約500m

延長約
150m

鳴門市方面向き3車線の内中央部1車線を規制します

↑下流

一級河川 吉野川

上り線 (徳島市内方面)

下り線 (鳴門市方面)

↓上流

至鳴門市

至徳島市街